

令和5年2月28日（火）

1 目 目

（条例・補正予算等上程及び一部採決、常任委員会付託）

（令和5年度当初予算上程、予算特別委員会設置・付託）

令和5年2月28日～3月16日

町議会定例会会議録

令和5年2月28日第1回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里
書記（主査） 根本 大成

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 光弘
企画課長	枝 博信	税務課長	保坂 武志
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	田仲 進壽
都市建設課長	神山 雅行	建築課長	柴 光治
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	星野 和弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2	会期の決定	
日程第3	報告第1号	議会の委任による専決処分 ¹ の報告について（町道に係る事故の和解に関する専決処分）
日程第4	議案第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第5	議案第2号	上三川町課設置条例の一部改正について
日程第6	議案第3号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第4号	上三川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第5号	上三川町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第9	議案第6号	上三川町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第10	議案第7号	上三川町霊園条例の一部改正について
日程第11	議案第8号	上三川町男女共同参画推進条例の制定について
日程第12	議案第9号	上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第13	議案第10号	上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第14	議案第11号	上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第15	議案第12号	町道路線の認定について
日程第16	議案第13号	令和4年度上三川町一般会計補正予算（第6号）
日程第17	議案第14号	令和4年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第15号	令和4年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第16号	令和4年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第17号	令和5年度上三川町一般会計予算
日程第21	議案第18号	令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算
日程第22	議案第19号	令和5年度上三川町介護保険事業特別会計予算
日程第23	議案第20号	令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第24	議案第21号	令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算
日程第25	議案第22号	令和5年度上三川町水道事業会計予算
日程第26	議案第23号	令和5年度上三川町下水道事業会計予算
日程第27	陳情第5号	民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情
追加日程第1	報告第2号	議会の委任による専決処分 ¹ の報告について（町道に係る事故の和解に関する専決処分）
追加日程第2	議案第24号	上三川町個人情報保護法施行条例の制定について

- 追加日程第3 議案第25号 上三川町個人情報保護審査会条例の制定について
- 追加日程第4 議案第26号 上三川町国民健康保険条例の一部改正について

午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 御着席ください。

令和5年第1回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定はじめ、令和5年度当初予算などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますよう御期待いたします。また、議会運営につきましても御協力をお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただ今から令和5年第1回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員は14人です。

○議長【高橋正昭君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。局長。

○議会事務局長【海老原昌幸君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、例月現金出納検査結果が、令和4年11月分から令和5年1月分までの3カ月分及び令和5年2月に実施の定例監査の結果が提出されております。

次に、議員派遣につきましては、2月16日、全国町村議会議長会主催の町村議会広報クリニックへの議員派遣を議長において決定し、実施されましたことを報告いたします。

組合議会関係では、令和4年第4回石橋地区消防組合議会定例会審議結果が提出されております。

次に、ここで去る2月8日に開催されました全国町村議会議長会定期総会において、石崎議員、勝山議員、津野田議員が地方議会議員の自治功労者として表彰されました。よって、表彰状の伝達を行います。

表彰される議員は中央にてお並びください。

(表彰状伝達・授与・拍手)

以上で表彰状の伝達、諸般の報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【高橋正昭君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、11番・津野田重一君、12番・稲見敏夫君を指名いたします。

○議長【高橋正昭君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。8番、議会運営委員長、石崎幸寛君。

(8番・議会運営委員長 石崎幸寛君 登壇)

○8番・議会運営委員長【石崎幸寛君】 本日招集されました令和5年第1回町議会定例会の会期・運営につきまして議長より諮問され、2月10日及び24日に議会運営委員会を開き協議をしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告2件、議案26件、一般質問通告者は9人であります。会期につきましては、本日2月28日から3月16日までの17日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案の全てを上程し、そのうち議案第1号の人事案件につきましては、提案理由の説明後、質疑・討論を省き、採決をお願いいたします。

次に、議案第2号から議案第12号及び本日追加になりました議案第24号から議案第26号までにつきましては、提案理由の説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

また、陳情第5号につきましても、請願・陳情文書表のとおり所管の委員会に付託し、審査をお願いいたします。

議案第13号から議案第16号までの補正予算につきましては、委員会付託を省き、提案理由の説明後、全体質疑・討論を行い、本日採決をお願いいたします。

議案第17号から議案第23号までの令和5年度当初予算につきましては、提案理由の説明後、予算特別委員会を設置し、審査をお願いいたします。

2日目は休会といたします。

3日目、4日目は一般質問をくじで決定した順により9人が行い、3日目5人、4日目4人といたしました。

5日目から7日目までは休会といたします。

8日目、9日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、委員会の開会は午前9時でお願いいたします。

10日目、11日目、14日目、16日目は予算特別委員会を開き、令和5年度当初予算の審査をお願いいたします。

なお、予算特別委員会の開会は午前9時でお願いいたします。

12日目、13日目、15日目は休会としますが、15日目は常任委員会及び予算特別委員会の審査結果報告書の作成日としましたので、委員長等は報告書の取りまとめをお願いいたします。

17日目を最終日とし、各委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑・討論・採決を行います。委員会案第2号、第4号から第6号までにつきましては、提案理由の説明後、質疑・討論を省き、採決をお願いいたします。議会運営委員会・広報委員会合同視察研修の視察研修結果報告後、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査に対し、採決をお願いいたし、全議案を議したいと思っております。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月16日までの17日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの17日間と決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第3、報告第1号「議会の委任による専決処分の報告について(町道に係る事故の和解に関する専決処分)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました報告第1号「議会の委任による専決処分の報告について(町道に係る事故の和解に関する専決処分)」、御説明いたします。

本案件は、令和4年9月8日午前10時頃、水環境神主公園内道路の側溝グレーチングの脱落により、相手方自動車を損傷させました事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件についてはこれをもって終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第4、議案第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、御説明いたします。

本案件は、来る3月31日をもちまして、固定資産評価審査委員会委員の浜野真氏が任期満了を迎えますが、浜野氏に今後も委員をお願いしたいと考え、地方税法第423条第3項の規定に基づき、選任について議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、これに同意す

ることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第1号は同意することに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第5、議案第2号「上三川町課設置条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第2号「上三川町課設置条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、本庁のデジタル化の推進体制の見直しに伴い、組織機構にデジタル化の総合企画及び総合調整を担当するデジタル推進室を設置するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容については、努めて基本的な事項としてください。

なお、所管する委員会の内容につきましては委員会において質疑をお願いします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取扱いをお願いします。

質疑ありませんか。6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 新しく課を設置するというところでございますが、デジタル化の推進体制の見直しに伴いということで、見直し、どういうふうな見直しに伴ってのことなのか、その推進体制をお伺いしたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 これまでですね、デジタル化の推進につきましては、企画課の情報広報係で担当しておりました。そういった中で、デジタル化、これを強力的に推進するというところで、課長レベルの室長を置いて全庁体制でデジタル化、進めていくと、体制強化ということでの見直しとなっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他にございませんか。6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 組織機構が1つ増えるということですけども、この推進室についてはどのような人員体制、何名くらいで運用していくのか。それと、推進内容についてどのように進めていくのかという2点についてお伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 デジタル推進室の人員につきましては、まだ確定ではございませんが、室長以下3名程度を考えておるところでございます。そういった中で、業務委託という形でデジタル推進

の専門家も入れていきたいと思っておりますので、進めていきたいということで考えております。室の人数につきましては、まだ決定しているわけではございません。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 これからということで、内容はまだはっきりと定められてないというようなことですが、これはよしといたしまして、せっかくこういった推進室というものを設けて推進体制の強化を図るというようなものですから、内容の充実した推進体制で庁内のデジタル化を図ってもらえればというふうに願っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。10番、田村君。

○10番【田村 稔君】 今の志鳥議員のでデジタル推進室をつくって、専門的なのをどうするのかなと私も心配したんですが、専門の人を入れるということで了解したんですが、皆さん御存じのように、各省庁再編が進んで統廃合してきたのにまたもやという感じがしたんですが、今度デジタル推進室を設けると13課ぐらいになると思うんですが、今言ったように、企画課情報広報係が今度、推進室に変わるということで、世界的流れでもこのデジタル化、特に役所のは国のほうからも強く求めています、まず、お金が国から県、そして地方自治体に来ないとどうにもならないと思うんですが、この14人、今課長クラスがいて、我が町の組織体系は町長、副町長、そして前から私が言っているように、部長制を敷いてないのでいきなり14人になるわけですね。だから、普通の一般的な組織体系としたら、やはりここには町長、副町長、教育長もいますけども、その下に4部、部長クラスを4人設ければ、このデジタル推進室を含めたですね、ちょっと組織的な合議制における意思の決定等もスムーズに図れると思うんですね。

ですから、もうどんどん統廃合しても、もう底辺のタコ足じゃないけども、官僚と同じくどんどん下の課並びに室を増やすというのは、当然デジタルは推進、強化していかなくちゃならないね。これについては異論はありませんが、まず国と県が設置しなくちゃならないということになってますが、まだ具体的には、ペーパーレスの公文書のデジタル化とか、そういった完全なる、次年度の今予算やっていますが、予算付けまで来てないということですので、先手を打って推進室をつくるということに異議はないんですが、この課を1つ増やして、13氏で本町の様々な分野の意思決定をして、するとそこからいきなり町長、副町長のほう、教育長のほうに行ってしまうというような、やっぱり組織全体、この底辺の裾野だけを広げるのではなくて、その中間に部というものを置いて組織をつくっていくことも併せてですね、底辺の必要な課をつくることは結構ですが、その辺も含めた全体の組織というのも、この時代に乘ったデジタル推進室というのを提案するのではなく、組織全体のこと町執行部として考えていってほしいということでございます。

ちょっと質問になってないかもしれませんが、それでは、企画課情報広報係として強化するんであるにしても、まだ人員も、このデジタルの専門の人が来ていただかないとどうにもならないんですが、どっちが先かという話になってしまいますが、その辺を考えて、まだちょっと県のほうから内々にそういった部門を強化しろという指導なり何なりがあったんだろうと思うんですが、全体の組織をさっき言っ

た部長制のことも勘案してこれから推進して行ってほしいと思います。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 デジタル推進室というのはですね、内部の向上にも必要だと思うんですけど、町民に対してはどのようなサービスを考えているのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 町民の方に対してのサービスという御質問でございますが、まずは庁内のほうの体制をつくりまして、各課で今、デジタル関係といいますか、今それに必要なもの、これらの洗い出しをしまして、最終的にはそういった庁内での業務、これらを合わせた中で、いかに町民の方に、今以上にですね、このサービスの提供ができるかということをお内部でももんでいった中で、最終的には町民の方も一緒になって、このデジタル化が進められるような、そんな方向で進めていければというふうに、今のところ考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 今の課長のお話だと、海のものとも山のものとも取れないという感じが正直なところでしょうか。せっかく専門的な方を入れてそのデジタル化をしていくということは、やはりデジタルに疎い人たちも巻き込んでいくということがとても大切になってくると思うので、まずは中をしっかりと固めるのも大切ですが、それだけではなくて、町民へのサービスというの、やはり車の両輪のようにやっていただけたらなというふうに思いますので、その辺はやっぱり町民のサービスということをお考えていただきたいなと思います。どうでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 ただ今の御質問でございますが、議員さんおっしゃるとおりだと思います。ですから、まずは庁舎内、各課で今行っておりますいろいろな受付の事務だとか申請の受付等ですね、これらも含めた中で、最終的には町民と一緒に、申請のほうも、例えばスマホで申請できるような、窓口来なくてですね、こういうのももう国のほうの指針といいますか、国のほうではそういった「これからデジタル化を進めていけよ」ということで、それも含めて町としましては、先ほど総務課長もおっしゃってましたが、デジタル専門、民間の方のほうのデジタルのほうの専門の方のお力をいただきまして、行政と民間の一体となってですね、いかに町民サービスにつなげていけるかということをお肝に銘じまして進めていくということでございます。

まずは、庁舎内でいかに今やってる業務ですね、これをデジタル化を入れた中で効率化を図れるか。人だけでなくですね、時間的な制限、人が仕事をやる中ではかなり、今の事業についてはかなり時間がかかっているような事業、こういった受付事務だとかですね、こういうものをいかにそのデジタル化によって時間の短縮につなげていって、最終的に今以上にですね、町民のサービスにつなげていければと。

また、いろいろ今、今回国のほうで進めてるマイナンバーカード、これらの中でも、デジタル化といいますか、お金を持たないで決済できるようなシステム、こういうのを国のほうでは進めていこうとい

うこともございます。ですから、そういったものも一緒に踏まえまして、行政と町民の方と併せてうちの町が、そういったデジタル化に少しでも先に行けるような町をつくっていければということで、このデジタル推進室というのを設けまして、展開を図っていければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 まだまだこれからというところだと思んですけども、要望としてですね、デジタル難民ができないように、やっぱり高齢者とかそれからやっぱりそういうのに疎い人たちが、私はできない、もう町がですね、デジタルを進めていく中でどんどん進んでいって、それに対応できる方はいいんですけども、対応できない方が難民にならないような、そういうシステムというか、そういうのを構築していただいて、全ての人が同じようなことはできないかもしれないんですけども、やっぱりデジタル難民ができないような、そういう政策を取っていただけたらなということを要望して終わりにします。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第6、議案第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、令和5年度から設置する男女共同参画審議会及び成年後見制度利用促進協議会についての委員報酬を定めるほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第7、議案第4号「上三川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第4号「上三川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、消防団員報酬の支給額について、年額報酬と出勤報酬を見直し、出勤報酬をより充実させることで、消防団活動の更なる活性化を図ることを目的に、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 改正前と改正後ではですね、年額報酬は全部1万円下がるんですね。それで、出勤したときの報酬が3時間未満のときはプラス500円、3時間以上8時間未満のときはプラス1,000円が上がるんですかね。これでどうなんですかね。消防団の人は納得するんですかね。その辺どう考えますか。

もう一ついいですか。これは国からのものですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 まず初めに、今回の改正につきましては国からのものではございません。

そういった中で、答弁にもございましたように、出勤した団員の報酬、これを手厚くしたいということでの改正になっております。そういった中で年額報酬、こちらそれぞれ1万円ずつ減額しておりますが、これにつきましては、コロナ禍前ですね、コロナ後は訓練等の回数が減っておりますので、コロナ禍前の出勤実績、こちらに基づいて今回の出勤手当を500円、1,000円とそれぞれ上げた場合、年額報酬、消防団報酬の全体額にどのぐらい影響するかというのを勘案して設定しているところでございます。決して報酬額全体が下がるものではなくて、より出勤回数の多い団員に対しての報酬を手厚くするという趣旨の改正になっております。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 では、例えば平均ですね、平均で出勤した団員さんがこれに当てはめるとどのぐらいプラスになるんですか。手厚くという言葉在先ほど課長は言いましたけど、手厚くすれば、それなりの納得するような金額になるんですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 もちろん、出勤回数の多い団員については、今現在よりも年間を通した全体報酬額というのは増える形になります。一応計算上、総額的には決してマイナスにならないような、出勤、幸いに災害が少なく、火災等少なく、全体の出勤回数が減れば減る可能性はございますが、平成26年から平成30年の平均回数ということでの出勤ですと、より出勤回数の多い団員が増えて、少ない団員がその分報酬額が減るというような、そのような計算で算定しております。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 減るなんていうのはもってのほかの話ですよ。そう思いませんか。もし手厚くという言葉をするんだらば、出勤回数が多かろうが少なかろうが、やはりそれに見合った金額

というか手当がいただけないと、やっぱり危険な仕事をしていて、手厚くという言葉をごに付けてほしくないというのが正直な話なんですよね。「プラス500円上がった、プラス1,000円上がった。これが手厚くなりましたよ」って、この紙を、これを読んだときに消防団員は納得すると思いますかね。私は、ええってちょっと思っちゃったんですけど、それが数字的にちゃんと、「出勤回数の多い人は5万円も6万円も上がるんですよ」とかって、そんなには上がらないでしょうけど、「このくらいは上がりますよ」というふうな、ちゃんとした数値があるんならそれは教えてもらいたいですけど。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 基本年額報酬を下げた理由につきましては、実際のところ、災害、訓練等に一度も参加しない、出てこれない団員もおります。そういった方に基本額としてこれまでの6万円です、団員で6万円、これについては多いということでそちらの対策というのももちろんございます。

出勤回数なんですけど、資料をちょっと今手元にございせんが、15回程度の出動は令和元年でございました。ということで訓練、3時間以上というのが多いもんですから、当然、年間通した報酬額は積極的に毎回出てくる団員については増えてくるものと考えております。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。8番、石崎君。

○8番【石崎幸寛君】 何年か前から、この団員報酬は各団員の口座に入ることになったと思うんですけど、今度のこの出勤報酬も各個人の団員の口座に入ることによろしいですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 現在、町では消防団員報酬については全て個人の口座振込ということで支払いのほう、行っております。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎君。

○8番【石崎幸寛君】 そうすると、実際、火事の現場あるいは水防の現場でその確認ですね、誰が出てたかの。ある程度はできると思うんですけど、正直言うと、「何人出たことにしとけ」という程度のところ、あったかと思うんですけど、そういうのがなくなるということですか。かなり、そうすると消防団の運営、各部の運営も大変になってくるのかなと思うんですけど、そういう心配はありませんか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 出勤した団員の確認につきましては、火災現場ですと、町の担当職員が各部を回って、部長を通したり、そのような形での確認を行っております。水防につきましても、各部のほうから報告が上がってまいりますので、それによって支給をするということで行っております。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 近隣市町がどうだからというふうな、そういった考え方はあまりよくないかと思うんですけども、壬生町のこういった規定、あるいは下野市のこういった規定は、そういったものと比較するとどうなってるのかということでお伺いすると、あとこれは特別職報酬審議会にかけて決めた金額かなと思うんですけども、その辺のところをお聞かせ願います。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 特別職報酬審議会には諮ってはおりません。

それと、近隣市町ということで、まず下野市ですが、下野市は基本額6万5,000円、出勤報酬

で4時間未満4,000円、4時間以上8,000円。壬生町についても、年額基本6万5,000円、4時間以上1時間45分未満で3,000円、4時間未満で1,500円となっております。これを勘案しますと、上三川町の報酬が低いというふうに思われるかもしれませんが、こちらにつきましては、両市町の報酬が県内でもトップクラスということで、御参考までに、宇都宮市では年額報酬3万8,000円、団員ですね。4時間未満4,000円、4時間以上7時間45分8,000円というような形になっております。それとですね、真岡市につきましては、基本年額4万7,000円、出動手当で2時間未満2,300円、4時間未満4,000円などとなっております。こういったことで、今回の改正につきましては、県内の報酬、そういった県内全市町の報酬といったものも参考に行っております。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 そうすると、私も今回の資料の中に、特別職の報酬審議会にける内容の役職が載ってるものをずっと見たんですけど、載ってないんですよ。今聞きましたらば、特別職報酬審議会にはかかってないということなんですけども、こういった今回、改正の金額を決めたという、そういった経緯というのはどういった役場内の組織メンバーで決めたのかなと、その辺のところを3、4人で決めて決裁を取ってこのような状況になったというようなことなのかなというんですけども、その辺のところの決め方がちょっと不自然かな、納得しないなという感じなんですけど、その辺のところ、お伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 まず、特別職報酬審議会、これで審議しなければならないものということでは、消防団員報酬に関してはないということで考えております。そういった中で、やはり出勤回数の多い者にはきちんとそれなりの充実した手当を、出勤回数のない者についてはやはり出勤回数の多い方との差はつけなければならないと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 そうすると、状況を見ながら、現在の上三川町の消防団員の活動状況を見ながら、係長が起案して、その起案文書を課長補佐がはんこを押して、課長がはんこを押して、副町長がはんこを押して、町長がはんこを押したと。5人の意思決定ということでよろしいんですか。

それとですね、特別職の報酬審議会で諮るというふうな内容の一覧表には載ってないですけども、やはり一つの特別職の部類になるんじゃないかなと思うんで、そういったものを、こういった消防団員の報酬等についても、特別職報酬審議会の一覧表には載ってないんですけども、そういった人たちの意見も聞きながら載せるということが大事じゃないかなと思います。

消防団員の報酬だけは審議会に諮らないで、一覧表にないから審議会に諮らないで担当係長の起案、課長補佐のはんこ、課長のはんこ、副町長のはんこ、町長のはんこ、5、6名で意思決定しちゃって決めちゃってるという決め方がちょっとおかしいんじゃないかなと思うので、その辺のところを今後見直していただければなと思うんですけど、町長、その辺のところをどう思いますか。お伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

この消防職員、消防団員の報酬につきましては、特別職報酬審議会というのは、我々特別職でありますとか議員の報酬でありますとか、そういったものを審議する場合にですね、場として設けているということでございますので、先ほども特別職の職員で非常勤のもの報酬というものの一覧表ですね、今回改正させていただきましたけれども、そういったものにつきましても、特別職の報酬審議会にはかけてないかと思っております。

条例の改正でございますので、当然ながら条例提案する際には、私どもの執行部として意思決定をした上でお諮りをするというようなことでございますので、その条例提案に際しての意思決定は、議員おっしゃるように担当課、担当職員のほうから始まって、担当課のほうでよくもんで、その上で私ども副町長なり町長、執行部のほうにですね、諮ってもらって決定するという流れになってございます。当然、その上で、この場で議員の皆様にご提案を申し上げてその議決をいただくという流れになってございますので、その点は御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第8、議案第5号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第5号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本庁におきましても、同様の措置を講じるとともに、被保険者の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 会議途中ですが、ここで15分の休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時09分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して、会議を開きます。

○議長【高橋正昭君】 日程第9、議案第6号「上三川町犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第6号「上三川町犯罪被害者等支援条例の制定について」、御説明いたします。

本案件は、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について、基本となる事項を定め、当該支援に必要な施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ございませんか。8番、石崎君。

○8番【石崎幸寛君】 今まではこういう条例はなかったということですか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 この条例に関しては、県のほうは令和3年4月に制定されて、町のほうは今までなかったもので、新たに町のほうで制定するものです。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎君。

○8番【石崎幸寛君】 今までこういう、上三川町民においては該当する人はいなかったということでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の質問にお答えいたします。

今まで町のほうで該当した人がいたかどうかというのは、今のところはっきりしたことは言えませんが、今後全国的に、町のほうとしてもこの条例をして、町民のほうに支援していきたいと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 33ページ、第8条、見舞金の支給というふうに書いてあって、34ページの3項ですかね、前2項に掲げるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定めると書いてあるんですけども、この見舞金の額というのはどんなふう想定しているものなんですか。その辺の

ところをお伺いいたします。

それと、規則はもう既にできているかと思うんですけども、そのようなところもお願いします。2点です。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えします。

遺族見舞金として30万円ですね、あと重傷病見舞金として10万円を併せて規則のほうで定めていきたいと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第10、議案第7号「上三川町霊園条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第7号「上三川町霊園条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、上三川霊園に新たに一般墓地(第4種墓地)を整備したことから、その使用料について定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第11、議案第8号「上三川町男女共同参画推進条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第8号「上三川町男女共同参画推進条例の制定について」、御説明いたします。

本案件は、男女共同参画社会の実現に向けての町の施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進するため、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第12、議案第9号「上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第9号「上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定が新設されたこと等に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 一番最初にですね、バスの送迎というのは今、うちの町では放課後児童クラブにバスは出しておりますか。出していないのにこれ、バスの送迎に当たって安全管理ってのは、この間の幼稚園の置き忘れや何かのことにに関してなんでしょうか。やってないのに条例つくるのかなと思って、ちょっと気になって聞くんですが。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 ただ今の質問にお答えいたします。

確かに、放課後学童クラブにおきましては、この車の利用ということはありません。ただ、国のほうの大本の基準におきましては、そういった自動車を運行する場合の所在の確認ということを徹底して行いなさいというような形で、国の運営の基準、設備の基準のほうが変わったことによりまして、こちらの本条例のほうも改正するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、やってないけど、一応条文に載せておかないと大変なことになったら大変だという意味で載せてあるということに理解してよろしいですか。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 先ほど町長が答弁しましたバス送迎に当たってということにつきましては、議員さんおっしゃいますように、バスの置き去り事件ということがやっぱり原因となってこういった改正が行われたということになっております。今回その送迎の部分だけでなく、全体的に子供の安全を守るということで、安全計画の策定をしっかりとしなさいとか、そういった自動車運行をする場合には子供の所在を確認しなさいとか、そういったことが規定されましたので、その部分について変更を行うものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第13、議案第10号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第10号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、懲戒権に関する規定が削除されたことや、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定が新設されたこと等に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第14、議案第11号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第11号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施

設等の運営に関する基準において、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第15、議案第12号「町道路線の認定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第12号「町道路線の認定について」、御説明いたします。

本案件は、開発行為の工事完了に伴い町に帰属した道路を新たな町道路線として認定したいので、道
路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

お諮りします。町長から、報告第2号「議会の委任による専決処分
の報告について(町道に係る事故の和解に関する専決処分)」、議案第24号「上三川町個人情報保護法施行条例の制定について」、議案第25号「上三川町個人情報保護審査会条例の制定について」、議案第26号「上三川町国民健康保険条例の一部改正について」が提出されました。以上の4件を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。報告第2号、議案第24号、議案第25号及び議案第26号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。日程の順序を変更し、追加日程第1から第4までを先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。日程の順序を変更し、追加日程第1から第4までを先に

審議することに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 追加日程第1、報告第2号「議会の委任による専決処分の報告について（町道に係る事故の和解に関する専決処分）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました報告第2号「議会の委任による専決処分の報告について（町道に係る事故の和解に関する専決処分）」、御説明いたします。

本案件は、令和4年2月15日午後2時50分頃、町道3-106号線（上三川町大字多功2524番地1地先）の側溝グレーチングの脱落により、相手方自動車を損傷させました町道の事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第2号はこれをもって終わります。

○議長【高橋正昭君】 追加日程第2、議案第24号「上三川町個人情報保護法施行条例の制定について」及び追加日程第3、議案第25号「上三川町個人情報保護審査会条例の制定について」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第24号及び議案第25号を一括説明いたします。

議案第24号「上三川町個人情報保護法施行条例の制定」につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについても同法の規定が適用されることに伴い、現行の個人情報保護条例を廃止するとともに、条例に委任された事項等を定めるため、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第25号「上三川町個人情報保護審査会条例の制定」につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、上三川町個人情報保護審査会の設置等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、2議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。3番、篠塚君。

○3番【篠塚啓一君】 審査会条例のほうの第4条、「審査会は委員5人で組織する。」というふうなのがあって、その次のところに、「委員は、優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。」というふうにあるんですけど、どういった人が選ばれるのかというか、それがまず1点。

それと、あと最後の第6項のところに、「委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」当然のことだと思うんですけど、そういった方というか、委員に就く方というのは誓約書を出したりとか、あと何か提出する書類というのがあれば教えてもらいたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 ただ今の御質問の1点目の委員の方ですが、こちらは弁護士の方、それとか町の自治会長連絡協議会の代表者とか女性団体連絡協議会の代表者ということで町の事情を分かる方、法律的に強い方等で構成されております。

2点目の、誓約書とかの提出ですが、そちらについては求めてはいないということでございます。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚君。

○3番【篠塚啓一君】 第6項の誓約書は求めないということなんですけれど、何かこう担保してもらえなものとかというか、あるんですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 それにつきましては、こちらから公務員全般に通じることですが、職務上の秘密は漏らしてはいけないというのがあります。そういった中で、この個人情報に関しては罰則規定等もございますので、そういったことでの周知ということになっております。

○議長【高橋正昭君】 質疑は他にありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 追加日程第4、議案第26号「上三川町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第26号「上三川町国民健康保険条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、健康保険法施行令等の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を見直すため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第16、議案第13号「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」から日程第19、議案第16号「令和4年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」までの4議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第13号「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、当面する課題に適切に対応するため、緊急に実施する必要のあるもの、歳入歳出予算額の確定、若しくは確定見込みのもの、繰越明許費、債務負担行為及び地方債を補正するとともに、今後の財政運営の安定性及び健全性に配慮することとして編成したものでございます。

歳入の主なものにつきまして、町税では、町民税、固定資産税及び町たばこ税をそれぞれ増額補正いたします。法人事業税交付金は、交付額の収入見込みにより増額補正いたします。地方交付税では、普通交付税の追加交付により増額補正いたします。国庫支出金では、児童手当負担金、社会資本整備総合交付金等を減額補正いたします。県支出金では、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、子育てのための施設等利用給付交付金等を減額補正いたします。寄附金では、ふるさと納税による寄附金を増額補正いたします。繰入金では、財政調整基金繰入金を減額補正いたします。町債では、土木債を減額補正いたします。

次に、歳出の主なものにつきまして、総務費では、ふるさと納税返礼品に要する経費及び公共施設等総合管理基金への積立金を増額補正いたします。民生費では、いきいきプラザ指定管理費等について増額する一方、児童手当、子育てのための施設等利用給付金等を減額補正いたします。衛生費では、予防接種事業費について減額補正いたします。農林水産業費では、農業委員会委員報酬等について増額補正いたします。土木費では、社会資本整備総合交付金事業の実績等に応じて、道路整備及び橋梁整備に係る工事費等を減額補正いたします。教育費では、学校保健特別対策事業費及び義務教育施設整備基金への積立金を増額補正いたします。この結果、歳入歳出予算の総額から1,503万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を136億7,383万4,000円とするものでございます。更に、繰越明許費を第2表のとおり、債務負担行為を第3表のとおり、地方債を第4表のとおり補正いたします。

次に、議案第14号「令和4年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

今回の補正は、歳入では、保険税の収入見込額の減額及び保険給付費等交付金の増額、歳出では、保険給付費の増額などにより、歳入歳出予算の総額に1億3,299万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を29億9,499万7,000円とするものでございます。

次に、議案第15号「令和4年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

今回の補正は、歳入では保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の増額など、歳出では介護給付費準備基金積立金の増額などにより、歳入歳出予算の総額に137万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を24億9,806万9,000円とするものでございます。

次に、議案第16号「令和4年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

今回の補正は、歳入では、保険料の収入見込額及び保険基盤安定繰入金の減額、歳出では、後期高齢者広域連合納付金の減額により、歳入歳出予算の総額から2,331万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を3億712万9,000円とするものでございます。

以上で、各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細説明につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 所管課長の説明を求めます。税務課長。

○税務課長【保坂武志君】 それでは、議案第13号「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」について御説明いたします。

事項別明細書により御説明しますので、補正予算書の10、11ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。第1款町税、第1項町民税、1目個人6,000万円の増につきましては、給与所得者等の収入が当初見込みより増額となったことによるものです。2目法人9,000万円の増につきましては、申告による法人税割が当初見込みと比較し、増額が見込まれることによるものです。

続きまして、第2項1目固定資産税7,000万円の増につきましては、主に償却資産に係る税額が当初見込みより増額となったことによるものです。

続きまして、第4項町たばこ税、1目町たばこ税3,000万円の増につきましては、町内での販売本数が当初見込みより増額が見込まれることによるものです。

以上で第1款町税についての説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、第6款第1項1目法人事業税交付金2,000万円の増額補正につきましては、県の補正予算増に伴う交付額の増額見込みにより増額補正するものでございます。

第10款第1項1目地方交付税4,998万4,000円の増額につきましては、国からの追加交付により増額補正するものでございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金2,711万5,000円の減額補正につきましては、1節社会福祉費負担金で、国民健康保険保険基盤安定及び国民健康保険未就学児均等割保険料負担金で、額の確定によりそれぞれ7万7,000円、58万1,000円の増額、2節児童福祉費負担金で児童手当の支給額の確定見込みによりまして1,340万円の減額、子育てのための施設等利用給付交付金で、幼稚園利用者等への給付額が当初見込みより少なかったことによりまして1,437万3,000円の減額補正をするものでございます。

同じく第2項国庫補助金、2目民生費補助金4万6,000円の減額補正につきましては、2節児童福祉費補助金で子ども・子育て支援交付金を子ども・子育て支援事業費の額の確定見込みにより減額補正するものでございます。3目衛生費補助金40万円の減額補正につきましては、1節保健衛生費補助金で、母子衛生事業で産後ケア利用者が当初見込みより少なかったことにより減額補正するものでござ

います。4目土木費補助金2,763万6,000円の減額補正につきましては、1節道路橋梁費補助金で、社会資本整備総合交付金、額の確定見込みにより1,551万2,000円の減額を、道路メンテナンス事業で、額の確定により996万6,000円の減額、3節住宅費補助金で、社会資本整備総合交付金、額の確定により171万4,000円の減額を、空き家対策総合支援事業で、同じく額の確定により44万4,000円の減額をするものでございます。5目教育費補助金397万1,000円の増額補正につきましては、1節小学校費補助金で304万9,000円、2節中学校費補助金で92万2,000円、いずれも学校保健特別対策支援事業で、国からの追加補助によるものでございます。

次のページ、12、13ページをお開き願います。第15款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金1,297万2,000円の減額補正につきましては、1節社会福祉費負担金で、交付額の確定により国民健康保険保険基盤安定負担金で142万2,000円の増額、後期高齢者医療保険基盤安定負担金で436万4,000円の減額、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金で29万円の増額をそれぞれするものでございます。2節児童福祉費負担金では、先の国庫負担金と同様に、児童手当で313万3,000円の減額、子育てのための施設等利用給付交付金で718万7,000円を減額補正するものでございます。

同じく第2項県補助金、2目民生費補助金104万8,000円の減額補正につきましては、2節児童福祉費補助金で、第3子以降保育料等免除事業で100万2,000円の減額、子ども・子育て支援交付金で4万6,000円の減額。いずれも当初見込みより対象事業費が少なかったことにより減額補正するものでございます。4目農林水産業費補助金336万8,000円の増額補正につきましては、1節農業費補助金、農業委員会交付金で49万2,000円の増額、国有農地等管理処分事業事務取扱交付金では8,000円の減額、農地利用最適化交付金で288万4,000円の増額、いずれも事業費、額の確定により調整するものでございます。5目土木費補助金115万7,000円の減額補正につきましては、1節住宅費補助金で、民間住宅耐震診断等助成事業で85万7,000円の減額、とちぎ材の家づくり耐震支援事業で30万円の減額、いずれも事業費、額の確定による減額でございます。7目教育費補助金404万円の減額につきましては、3節社会教育費補助金で、額の確定見込みにより、放課後子ども教室推進事業で46万円の増額、地域スポーツ連携・協働支援で制度変更により県が主体で実施するため、450万円の減額補正をするものでございます。

同じく第3項委託金、1目総務費委託金125万3,000円の減額につきましては、4目選挙費委託金で、額の確定により減額補正するものでございます。

第16款財産収入、第2項財産売払収入、1目不動産売払収入115万4,000円の増額につきましては、1節土地売払収入で、旧赤道など2件分の売払いにより115万4,000円の増額補正をするものでございます。同じく2目物品売払収入では、1節物品売払収入で、公用車の更新に合わせて当初6台の車両売払いを予定してございましたが、更新時期の変更等に伴いまして268万6,000円の減額補正をするものでございます。

第17款第1項寄附金2目指定寄附金55万7,000円の増額及び3目ふるさと応援寄附金2,200万円の増額補正につきましては、いずれもふるさと納税をはじめとする各種寄附額の増によるものでございます。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2億7,361万7,000円の減額につきましては、財源が確保できたことによる減額補正でございます。

第20款諸収入、第4項3目雑入250万2,000円の増額につきましては、2節雑入で市町村交付金196万5,000円、斎場運営費還付金50万7,000円、農業者年金業務委託費3万円、いずれも事業費、額の確定によるものでございます。

次のページをお開き願います。14、15ページでございます。第21款第1項町債、2目土木債1,660万円の減額につきましては、1節道路橋梁債、道路新設改良事業で、事業費、額の確定見込みのため補正するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 会議途中でありますが、昼食のため、休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して、会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 ここで、大変申し訳ありませんが、午前中の私の発言の訂正をさせていただきたいと思います。

議案第25号の「上三川町個人情報保護審査会条例の制定について」、こちらで篠塚議員より委員の守秘義務に関する御質問をいただきました。

そのとき、私、委員には守秘義務があり、罰則の適用もございますというような答弁をさせていただきましたが、もちろん委員の方には守秘義務はございますが、職員等が負う罰則の適用についてはよく調べさせていただきたいと思いますので、訂正させていただきたいと思います。失礼いたしました。よく法律関係、規定関係を調べさせていただきたいと思います。

それでは、「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」の歳出についての御説明をさせていただきます。ここでは、まず各予算科目の説明に入ります前に、補正予算給与費明細書の御説明をさせていただきます。

24ページ、25ページをお開きください。なお、給与費関係の補正予算につきましては、ここで総括して説明させていただきますので、各予算科目の中での給与費関係の内容説明は省略させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

初めに24ページ、1の特別職についてですが、表の下段、比較の欄を御覧ください。その他の特別職、職員数9名の減につきましては、昨年夏の参議院議員通常選挙における開票立会人の人員の確定によるもので、報酬における157万6,000円の減額につきましては、県の交付金で支給される農業委員の活動費加算金165万6,000円の増額と、選挙の開票立会人9名分の報酬8万円の減額を計上したものでございます。

次に、25ページの2の一般職、総括の表、下段の比較の欄を御覧ください。報酬の11万5,000円の減額及び職員手当の100万4,000円の減額補正は、参議院議員選挙執行経費における一般事務補助員報酬及び職員の時間外手当の確定による減額を計上したものでございます。

以上で補正予算、職員給与費の説明を終わらせていただき、続きまして、職員の給与費を除く歳出補正予算について御説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。まず初めに、第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費820万円の増額補正は、ふるさと納税の増加を見込んだもので、7節報償費で返礼品代、11節役務費で返礼品の送料、12節委託料でふるさと納税の取扱業務の委託費をそれぞれ増額するものでございます。2目財産管理費の290万円の減額補正は、13節使用料及び賃借料で、リース契約で更新予定の中型バスの更新時期が遅れたことによるものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 8目公共交通費、補正額249万4,000円の減額は、12節委託料でデマンド交通運行事業の確定見込みにより410万円の減額と18節負担金、補助及び交付金で生活バス路線維持事業等の補助金の確定により160万6,000円を増額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【柴 光治君】 続きまして、12目施設管理費1億円の増額につきましては、24節積立金の増額で、公共施設等総合管理基金への積立てを行うものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 続きまして、第4項選挙費、3目参議院議員選挙費207万2,000円の減額補正は、選挙における執行経費の確定によるもので、選挙事務に関わる職員の人件費、郵送料などのほか、17節備品購入費では、投票用紙計数機の更新におきまして、機器の見直しを行ったことによる補正でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、24節積立金の300万円の増額補正につきましては、ふるさと納税として採納された寄付金を社会福祉基金に積み立てるものです。その下、2目障害者福祉費、22節償還金、利子及び割引料の33万6,000円の増額補正につきましては、令和2年度の障害福祉サービス費を修正したことにより、国及び県負担金に返還金が生じたためでございます。その下、4目上三川いきいきプラザ管理費、12節委託料の1,265万円の増額補正は、電気料金の値上げにより光熱水費に不足が生じる見込みであるため、指定管理費を増額するものです。5目老人福祉費、27節繰出金の386万7,000円の減額補正につきましては、事業費の額確定によるものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 続きまして、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額1,986万5,000円の減額につきましては、18節負担金、補助及び交付金では、第3子以降出産祝金で100万円を、また、19節扶助費では、児童手当で1,966万5,000円を額の確定見込みとしてそれぞれ減額するものでございます。

21節補償、補填及び賠償金の80万円は、学童保育利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患したことなどによる保護者への利用料の返還に伴い、指定管理者への利用料収入の補填分として増額対応するものでございます。

続きまして、次の18、19ページをお開きください。3目子ども・子育て支援費補正額3,168万5,000円の減額につきましては、19節扶助費で教育保育の無償化に関連した各給付費等につきまして、額の確定見込みにより減額するものでございます。

続いて、第4款衛生費、第1項保健衛生費、10目母子衛生費、補正額4,530万円の減額につきましては、予防接種及び妊婦健診等の予算執行額の確定見込みとして、12節委託料で4,480万円、18節負担金、補助及び交付金で50万円をそれぞれ減額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 続きまして、第2項清掃費、2目じん芥処理費、補正額80万9,000円の減額は、12節委託料で廃棄物収集補助員の勤務日数の確定見込みにより減額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、2目農業総務費につきましては、歳出総額の補正はございませんが、歳入の農業委員会交付金及び農業者年金事務委託金の交付決定に伴う財源内訳の補正でございます。次に、3目農業振興費、補正額145万円の減額は、18節負担金、補助及び交付金で、農業公社支援事業50万円の増額につきましては、農村環境改善センターの電気料高騰に伴う運営費不足分を増額するものでございます。

また、農業経営収入保険加入促進事業の195万円の減額につきましては、令和4年度の新規事業で、本年度交付を予定しておりました補助金の基礎となります保険料の確定が令和5年6月の予定であります。交付申請額のほうが令和5年度となることが判明したため、本年度の事業費を減額するものでございます。次の5目、農地費、補正額9,000円の増額につきましては、18節負担金、補助及び交付金で、県土地改良事業団体連合会の特別賦課金の額の確定によるものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神山雅行君】 続きまして、第8款土木費でございます。第1項土木管理費、1目土木総務費、37万7,000円の減額補正でございますが、こちら、8節旅費で新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業縮小・中止に伴う減額及び18節負担金、補助及び交付金で狭あい道路整備事

業における額の確定に伴う減額でございます。2目地籍調査費75万円の減額補正ですが、こちらは8節旅費で新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、研修会中止に伴う減額及び12節委託料で、地籍調査における関係地権者の認証、登記に係る申請書作成業務が不調となったことにより減額です。

次に、第2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、総額で2,632万1,000円の減額補正となっております。こちら、16節公有財産購入費の減額は、道路改良事業の用地取得に関わる経費でございます。その用地交渉が難航していることによりまして、減額するものです。次、18節負担金、補助及び交付金の増額は、一級河川武名瀬川改修に伴う県事業負担金で、事業費の精査に伴い増額するものでございます。21節補償、補填及び賠償金の減額は、道路改良事業の物件補償に係る費用でございます。16節と同様、交渉が難航していることによりまして減額するものでございます。

ページをめくっていただきまして、20、21ページを御覧ください。4目橋梁維持費379万8,000円の減額補正は、12節委託料で橋梁長寿命化修繕等に係る国庫補助金額の確定により減額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【柴 光治君】 続きまして、第5項住宅費、1目住宅管理費687万1,000円の減額の内容について御説明いたします。12節委託料14万3,000円の減額につきましては、空家等実態調査の委託料の確定によるものでございます。次に、18節負担金、補助及び交付金672万8,000円の減額につきましては、主に民間住宅耐震改修助成事業や定住促進住宅取得支援事業などの補助額の確定及び確定見込みによるものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 続きまして、第10款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費、補正額982万1,000円の増額につきましては、12節委託料でPCB廃棄物処分費用の確定に伴い218万円を減額し、24節積立金でふるさと納税による寄付金及び基金利子を義務教育施設整備基金へ積み立てるため、併せて1,200万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、第2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費43万4,000円の増額及び17節備品購入費569万1,000円の増額、その下の第3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費11万1,000円の増額及び17節備品購入費174万4,000円の増額につきましては、いずれも国の学校保健特別対策事業によるものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野和弘君】 続きまして、第4項社会教育費、1目社会教育総務費47万7,000円の減額は、12節委託料で地域子ども教室の事業費確定によるものでございます。

第5項保健体育費、1目保健体育総務費450万円の減額は、町で実施予定であった地域スポーツ連携協働支援事業が制度変更によりまして、県が主体となり実施するようになったため、減額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それでは、次のページ、22、23ページをお開き願います。

第12款第1項公債費、1目元金315万円の減額及び2目利子200万円の減額につきましては、いずれも額の確定によるものでございます。

それでは、またページのほう戻りまして、6ページのほうをお開き願います。

第2表繰越明許費補正でございます。こちらの補正につきましては、追加としまして、表に記載のとおり、第2款総務費、第1項総務管理費で、庁用自動車購入事業の561万円から9段下になります第10款教育費、第3項中学校費で、学校保健特別対策事業（中学校）の185万5,000円までの10事業につきまして、いずれも令和4年度内の事業完了が困難なため、繰越明許するものでございます。また、変更につきましては、第8款土木費、第2項道路橋梁費、道路整備事業において、金額を9,400万円から8,300万円に減額変更するものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正、追加でございます。庁舎・設備維持修繕事業におきまして、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を4,413万2,000円に設定するものでございます。

次に、第4表地方債補正、変更でございます。表に記載のとおり、3の道路新設改良事業につきまして、補正前の限度額9,000万円を補正後の限度額7,340万円に変更するものでございます。

以上で、議案第13号「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 続きまして、議案第14号「令和4年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

2の歳入から御説明いたします。第1款第1項保険税、1目一般被保険者保険税3,400万円の減額は、被保険者数が見込みより減少したため、保険税収入額を減額するものでございます。

第5款県支出金、第1項県補助金、1目保険給付費等交付金1億2,048万1,000円の増額は、保険給付費の支出見込額の増に伴い、それに対する交付金の増額を行うものです。

第7款第1項繰入金、1目一般会計繰入金316万2,000円の増額は、各負担金の額の確定に伴う繰入金の増でございます。2目基金繰入金3,377万3,000円の増額は、保険税収入の減等による財源不足を財政調整基金により補填するものでございます。

第9款諸収入、第3項雑入、6目保険給付費等交付金返還金958万3,000円の増額は、令和3年度の保険給付費等の精算に伴い、国民健康保険団体連合会からの返還金を補正するものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

3の歳出について御説明いたします。第2款保険給付費、第1項療養諸費9,889万7,000円の増額は、療養給付費及び審査支払手数料に不足が見込まれるため、増額するものでございます。第2項高額療養諸費2,158万4,000円の増額は、高額療養費に不足が見込まれるため、補正するものでございます。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、1,251万8,000円の増額は、令和3年度の保

険給付費等交付金の精算に伴い、県へ返還するものでございます。

以上で、議案第14号「令和4年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、議案第15号「令和4年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

2の歳入から御説明いたします。第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、4目保険者機能強化推進交付金の138万7,000円の増額補正及び5目介護保険保険者努力支援交付金の129万5,000円の増額補正は交付金の額の確定によるものです。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金の121万円の減額補正につきましては、一般管理費の減により事務費繰入金を減額するものです。その下、第2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金の10万円の減額補正につきましては、事業費確定による繰入金の減額です。

続きまして、3の歳出について御説明いたします。次の12、13ページをお開きください。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の12節委託料の71万5,000円の減額補正と13節使用料及び賃借料の49万5,000円の減額補正はシステム導入を見直したことによるものです。

その下、第3款地域支援事業費、第1項介護予防・日常生活支援総合事業費、2目一般介護予防事業、7節報償費の3万円の減額補正と11節役務費の7万円の減額補正は、事業費確定によるものです。

第4款第1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金の268万2,000円の増額補正は、歳入でも同じく増額補正いたしました保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の増額による積立てになります。

以上で、議案第15号「介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 続きまして、議案第16号「令和4年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

2の歳入から御説明いたします。第1款第1項1目保険料、1,750万円の減額は、被保険者等の数を勘案し、特別徴収保険料収入額を2億3,776万2,000円と見込み、見込額を減額補正するものでございます。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金581万9,000円の減額は、負担金の額の確定による繰入金の減額でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

3の歳出について御説明いたします。第2款第1項1目後期高齢者広域連合納付金2,331万9,000円の減額は、歳入で説明させていただきました保険料及び保険基盤安定繰入金の減額に伴いまして、後期高齢者広域連合へ支払う納付金を減額するものでございます。

以上で議案第16号「令和4年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【高橋正昭君】 これで討論を終わります。
これから順次、採決いたします。

まず、議案第13号「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「令和4年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「令和4年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「令和4年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第20、議案第17号「令和5年度上三川町一般会計予算」から日程第26、議案第23号「令和5年度上三川町下水道事業会計予算」までの7議案を一括議題といたしません。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 令和5年度上三川町一般会計予算及び特別会計につきまして、その大要を説明し、併せて予算編成に当たっての所信の一端を申し上げ、議会及び町民の皆様の御理解と御協力を賜りたくお願い申し上げます。

さて、昨年2月からのウクライナ危機の影響によって、エネルギーや原材料価格が高騰し、加えて数

十年ぶりとなる円安水準も重なったことにより、物価の高騰が住民生活の大きな負担となっております。

更に、新型コロナウイルス感染症は、感染力の強いオミクロン株などの流行を受け、依然として住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしております。

本年1月の首相施政方針演説では、持続可能で包摂的な新たな経済社会を創る新しい資本主義への挑戦が示され、この新しい資本主義においては、本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せるための鍵は、成長と分配の好循環であるとされております。その具体的な取組みとして、「科学技術・イノベーション」、「スタートアップ」、「GX（グリーントランスフォーメーション）」、「DX（デジタルトランスフォーメーション）」が掲げられたほか、「包摂的な経済社会づくり」、「こども・子育て政策」を推進していくこととされております。

本町におきましても、「DX」の推進につきましては、住民利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、本年1月にDX推進担当を新設し、行政サービスなどのデジタル化への取組みを開始したところでございます。

また、「包摂的な経済社会づくり」につきましては、多様性が尊重される社会、地域共生社会の実現に向けた取組みや健康増進への取組みを推進していくとともに、町民一人一人が自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現のため、健康寿命の延伸による生涯活躍社会や高齢者の方々の生きがいのある生活ができる地域づくりを目指してまいります。

令和5年度地方財政計画によりますと、一般財源総額は前年度を上回る額が確保された一方、地方税収の増加見込み等に伴い、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた総額は減額されております。

これを踏まえまして、本町歳入においても、町税等は増額した一方で、地方交付税及び臨時財政対策債については、令和4年度決算見込額と比較して、減額を見込んだところでございます。

歳出では、物価高騰や新型コロナウイルス感染症への対応が引き続き求められる中、社会保障関係費の増加はもとより、子育て支援やデジタル化、脱炭素化、地方創生の推進等に係る経費の増に加え、公共施設の光熱水費の高騰など、多額の財政需要が見込まれます。

こうした状況から、令和5年度の予算編成は、歳入に見合った歳出を大原則としつつ、厳しい財政状況にあっても、将来のまちづくりを見据え、今やるべき施策は積極的に投資し、また、事業の必要性、有効性、効率性などを重視して配分いたしました。

しかしながら、財政調整基金をはじめとする各種基金から取崩しをせざるを得ない面もあり、非常に厳しい予算編成となったところでございます。

この結果、令和5年度一般会計予算案の総額は120億3,400万円となり、前年度と比較して5億9,200万円、5.2%の増となります。

歳入について申し上げますと、全体の51.6%を占める町税は、前年度比約1億5,600万円、2.6%の増収となることを見込んでおります。

個人住民税は、景気が緩やかに持ち直している旨の経済基調判断等により、また、固定資産税は、新築家屋や新規に取得した償却資産の増加を見込み、それぞれ増額といたしました。

地方交付税のうち普通交付税は、町税収入の持ち直しが見られるものの、社会保障費の増加などにより、引き続き交付団体となることを見込み、2億9,000万円を計上いたします。

また、財源の有効活用のため、土木債等の建設地方債と臨時財政対策債を適切に導入することで、財政負担の平準化を図るとともに、財政調整基金、町債管理基金等の各種基金残高の確保に留意しつつ、基金を引き続き活用していくことといたします。

歳入を財源別に申し上げますと、自主財源は76億8,890万7,000円、構成比63.9%、前年度比4億3,465万3,000円、6.0%の増、依存財源は43億4,509万3,000円、構成比36.1%、前年度比1億5,734万7,000円、3.8%の増となります。

次に、歳出につきまして、性質別で申し上げますと、消費的経費は88億2,000万8,000円、前年度比4億9,876万3,000円、6.0%の増となります。投資的経費は10億7,879万6,000円、前年度比1億674万7,000円、11.0%の増となります。その他の経費は21億3,519万6,000円、前年度比1,351万円、0.6%の減となります。

次に、各特別会計予算案について申し上げます。

国民健康保険事業は28億900万円で、前年度比3,800万円、1.3%の減、介護保険事業は24億100万円で、前年度比4,800万円、2.0%の増、後期高齢者医療は3億2,800万円で、前年度比200万円、0.6%の減、農業集落排水事業は3億3,700万円で、前年度比2,100万円、6.6%の増となります。

以上、一般会計と特別会計を合計した予算案総額は179億900万円となり、前年度予算と比較して6億2,100万円、3.6%の増となります。

最後に、公営企業会計予算案について申し上げます。水道事業会計の収益的収支では、収入6億1,097万3,000円で、前年度比930万6,000円、1.5%の増、支出6億8万2,000円で前年度比3,129万円、5.5%の増、資本的収支では、収入1,500万8,000円で、前年度比2,028万4,000円、57.5%の減、支出3億5,840万1,000円で、前年度比2億9,565万円、45.2%の減、下水道事業会計の収益的収支では、収入8億8,135万2,000円で、前年度比8,888万1,000円、11.2%の増、支出8億7,173万2,000円で、前年度比8,538万9,000円、10.9%の増、資本的収支では、収入6億7,874万3,000円で、前年度比4,618万8,000円、6.4%の減、支出7億3,199万1,000円で、前年度比5,074万3,000円、6.5%の減となります。

それでは、令和5年度における主な事務事業につきまして、上三川町第7次総合計画後期基本計画に沿って御説明いたします。

第1に、『安心安全な環境の充実』についてです。令和4年12月に更新したハザードマップを全世界帯に配布させていただきました。今後も、町民の皆様の安全安心を守るため、井川、赤沢川の河川護岸整備や田んぼダムの設置拡大、また、消防団ポンプ自動車の更新などにより、引き続き防災減災対策に取り組んでまいります。

第2は、『定住を促す環境の充実』についてです。魅力ある中心市街地の創出といたしまして、上三川いきいきプラザから城址公園までの区間等の回遊ルートを再整備し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりを目指してまいります。

地域の憩いの場、また、防災施設としての役割もある都市公園については、順次、公園遊具の改修及

び防犯カメラの設置を進めており、令和5年度は、願成寺地区に新たに公園を整備いたします。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた取組みといたしまして、住宅で使用する定置型蓄電池システム等購入費用の一部助成を始めます。

第3は、『子育て・教育環境の充実』についてです。待機児童対策といたしまして、今年度整備した民間の小規模保育事業所が、令和5年4月より開所の予定となっております。

また、児童数、利用者数ともに、今後増加が見込まれている上三川小学校学童クラブにつきましては、3つ目の拠点として、現在の町図書館南館を改修し、夏休み、8月から開所できるよう準備を進めてまいります。

更に、児童医療費助成の対象を現行の中学3年生までから高校生までへと拡充したり、小中学校のみならず、町内保育園等にもALTを派遣したりと、こどものためのまちづくりを展開してまいります。

第4に、『健康・福祉の環境の充実』についてです。介護、障がい、子ども、生活困窮といった地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに包括的に対応していく重層的支援体制の整備について、町社会福祉協議会とも連携しながら、令和5年度より取りかかります。

また、町内に障がい者グループホームを新設する福祉サービス事業者に対しまして、その整備費用の一部について助成を行います。

第5に、『産業環境の充実』についてです。農業生産基盤の強化といたしまして、農地の大区画化や農道の拡幅等の農地再整備のための調査及び計画策定に着手するほか、独立・自営を目指す新規就農者の確保・育成への支援を推進してまいります。

また、農業機械の大型化やスマート農業導入への支援、工業振興における工場等の新設等への支援など、各種助成事業についても継続して実施いたします。

第6は、『協働体制の充実』についてです。新設します（仮称）生涯学習・子育て支援複合施設及び上三川いきいきプラザを拠点とした運動・健康づくりの活動の場、世代を超えた多様な人々の交流の場を充実させるための環境整備を進めてまいります。

合わせて、各種イベント事業等を通じまして、「ORIGAMIのまち」づくり、活気に満ちたまちおこしに取り組んでまいります。

以上のような施策により、町の将来像、『共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川』へと、総合的かつ計画的に施策を展開し、着実に成果を積み上げていく所存です。

あわせて、持続可能な財政運営を堅持していくため『第4期上三川町財政適正化計画』に基づき、行政のスリム化・住民サービスの最適化を進めるなど、行財政改革にも努めてまいります。

出口の見えなかった新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種の普及などにより、ようやく明るい兆しを感じられる状況となってきた矢先、ロシアによるウクライナ侵攻や円安などによる物価高騰の影響により、住民生活は依然として不透明な状況下にあります。

こうした情勢の中、予算の執行に当たっては、財政状況の変化により柔軟に対応し、必要な予算を確保しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を行い、そして住民生活の向上を図るため、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

町民の皆様、議員の皆様におかれましては、上三川町の発展のため、格段の御理解と御協力、御支援

を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和5年度に臨む所信の一端を申し上げるとともに、予算案の概要について御説明いたしました。慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長【高橋正昭君】 お諮りいたします。議案第17号から議案第23号までの7議案については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議案第17号から議案第23号までの7議案については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、委員会の名称については、上三川町議会の運営に関する要綱第98条の規定により「令和5年度予算特別委員会」に、また、委員会の定数は、上三川町委員会条例第5条第2項の規定により議会の議決で定められておりますので、議員全員の14人としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、特別委員会の名称は「令和5年度予算特別委員会」に、また、委員会の定数は、議員全員の14人と決定いたしました。

次に、令和5年度予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。正副委員長の選任につきましては、上三川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

○議長【高橋正昭君】 ここで、正副委員長の互選をするため、暫時休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後1時56分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して、会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 休憩中に互選いただきました、令和5年度予算特別委員会の正副委員長について、発表いたします。

委員長、稲見敏夫議員、副委員長、石崎幸寛議員が令和5年度予算特別委員会の正副委員長に決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第27、陳情第5号「民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情」については、お手元の請願・陳情文書表のとおり所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。会議規則46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第2号から議案第12号まで、及び議案第24号から議案第26号並びに陳情第5号につきましては3月8日までに、令和5年度予算特別委員会に付託しました議案第17号から議案第23号までにつきましては3月15日までに審査を終了するよう、それぞれ期限を付けることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、常任委員会に付託しました議案第2号から議案第12号まで、及び議案第24号から議案第26号並びに陳情第5号につきましては3月8日までに、令和5年度予算特別委員会に付託しました議案第17号から議案第23号までにつきましては3月15日までに審査を終了するよう、それぞれ期限を付けることに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日3月1日は休会とし、明後日3月2日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後1時59分 散会